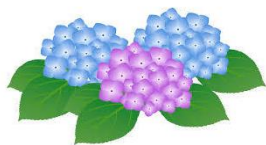


気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま

四季だより 第17号



2016年6月

発行：消費者ネットワークわかやま事務局

〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付

TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

消費者ネットワークわかやま 第6回総会開催

2016年4月23日（土）に和歌山市のプラザホープにて消費者ネットワークわかやま第6回総会・記念企画を70人の参加で開催しました。

総会では、2015年度の活動報告、2014年度決算報告修正、2015年度決算報告、2016年度活動方針案や予算案、2016年度役員が提案され、すべての議案が可決承認されました。

代表世話人 由良 登信 挨拶

消費者ネットワークわかやまは、2011年3月に発足し、今年で第6回総会を開催することができました。

私たちは、消費者被害のない、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指して活動しています。設立以来、毎年、地方消費者行政ヒアリング調査、公開学習会、消費者被害にあわなため啓発講座に毎年取り組んできました。

2015年度は近畿ブロック地方消費者グループフォーラムが和歌山で開催され実行委員会団体として役割を果たしました。今年は10月に消費者裁判手続特例法が施行されます。この制度を担う特定適格消費者団体をめざす、消費者支援機構関西（KC's）との関わりを引き続き強めていきたいと考えています。皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



消費者ネットワークわかやま
世話人代表 由良 登信

来賓挨拶として、和歌山県から岡本局長、和歌山市から坂口部長、消費者支援機構関西から榎理事長にご挨拶いただきました。



和歌山県環境生活部 県民局長
岡本 勝年様



和歌山市 市民環境局 部長
坂口 智己様



消費者支援機構関西 理事長
榎 彰徳様

2016年度消費者ネットワークわかやま世話人会 役員

代 表：由良 登信（弁護士）

副 代 表：岡 正人（弁護士）、小山 正人（和歌山県労働者福祉協議会 常務理事）

会計監査：山本 美佐子（司法書士）



第6回総会・記念企画

日時：2016年4月23日（土）14:00～15:00

場所：和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ 4階 大ホール

参加：70人

総会終了後の記念企画を【心のふれあいが世の中の治療薬】と題して開催しました。

落語・構師に林家 花丸さんをお招きし心のふれあいが世の中の治療薬をテーマに講演いただきました。消費者被害を防ぐには、人と人とのコミュニケーションが必要だと訴えられました。



<参加者の感想>

- ・心のMR Iの話、本当に大切なことだと思いました。孤独死、こんな死には誰もが望まないと思う。誰もが安心してくらせる地域の為に私も努力したいと思いました。
- ・人は一人では生きていけないのだわかりました。普段、生活している中では気づかないことでした。そんな余裕が自分自身にもなく、相手だけではなく、自分にさえかまう余裕がないように思います。そういう自分を見つめなおせる良い話が聞けたと思います。

平成27年度 和歌山県消費生活センターにおける相談概要

和歌山県消費生活センター 所長 福田 光芳 氏

平成27年度に県消費生活センターに寄せられた相談件数は6,550件で、前年度の相談件数(6,457件)を上回り、3年連続して相談件数が増えています。相談内容のワースト5は下表のとおりです。

最も多い相談の「ウェブサイト関連」は相談件数全体の約2割を占め、60歳代までの各年代で相談件数がトップとなっています。中でもスマートフォンを利用してトラブルに巻き込まれている相談が6割を超え、その普及が原因と考えられます。

「健康食品」に係る相談が前年度より増加しました。テレビやインターネット通販等で健康食品をサンプル品やお試し価格で1回限りの申込をしたつもりが、継続・定期購入が契約条件であることが後になってわかったという相談が目立ちました。格安の金額ばかりに気をとられ、他の条件を認識できていないケースが多くあり、トラブルにならないためには、注文する前に販売条件を十分確認することが必要です。

「四輪自動車」に係る相談が急増しました。その多くは、代金を前払いしたのに納車されない、ローンで購入する契約をしたが納車されない、支払いはどうなるのかという相談でした。前払いをした場合、相手と連絡が取れなくなったり破産手続が開始されたりすると、商品が手元にないにも関わらず支払った現金が戻ってこなかったり、クレジット契約をした場合では、支払いが滞ると商品が差し押さえられるうえに、その後のクレジット契約に影響が出る可能性があります。料金前払いやクレジット契約は、リスクも考え、十分かつ慎重に考えることが重要です。

そのほか、訪問買い取りに係る相談が、前年度の1.5倍(92件)に達しました。不要な洋服を買い取りに行くと電話があり訪問に応じたが、洋服以外に貴金属を出すようにしつこく勧誘されて結局売ってしまったという相談です。売りたい場合はきっぱりと断ることが大切です。

【商品・サービス別の相談件数】

順位	商品・サービス分類	H27 (A)	H26 (B)	増減 (A-B)	具体的な商品・サービスの内容
1	ウェブサイト関連	1216	1238	▲22	悪質サイトからの不当請求、ワンクリック詐欺など
2	固定通信回線	459	518	▲59	光回線やプロパイダ等の勧誘、契約時トラブルなど
3	健康食品	197	178	19	健康食品の強引な電話勧誘、定期購入トラブルなど
4	四輪自動車	165	71	94	自動車の契約・解約トラブル、不具合など
5	工事・建築	155	152	3	家屋の新築、リフォームや屋根工事など

☆☆☆ KC'sの差止活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体 非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体(不当な勧誘や契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる団体。)全国で14団体が活動しています。)

◎写真の商品と違うとの情報が寄せられた web ショップ「エレガント・ポポ」に対して改善を求め、改善されました。

ネット通販事業者である(株)ゆうきプランニングが運営するWebショップ「エレガント・ポポ」は、改善の求めに対し、web上の「こちらの商品は掲載写真と甲部分のデザインが若干変更になる場合がございます」との記載を根拠に、写真に写っている商品とは別の型番の商品を届けるケースのあった商品の取り扱いを中止し、そのページを削除しました。

「購入時に表示されていた商品」と「実際に届いた商品」の比較

	購入時に表示されていた商品	情報提供者に届いた商品
商品画像		

◎健康食品販売会社の佐々木食品工業(株)自然食研が販売する「しじみ習慣」のweb上の表記の停止等を求め、改善されました。

「しじみ習慣」のwebサイトやテレビCMにおいて、「ギュッと凝縮した」「超濃縮」「濃いエキスをぎゅっと濃縮」など、濃縮を強調された表記につき、景品表示法の「優良誤認」にあたり、表記の停止を求めました。また、「しじみ習慣」一粒あたりに、しじみ何グラム分、あるいは何個分のエキスが入っているのか表記するように求め、いずれも改善をするとの回答がありました。

KC'sの訴訟・申入れ等については、HP(<http://www.kc-s.or.jp/>)にてご覧ください

10月から被害回復訴訟制度が施行されます

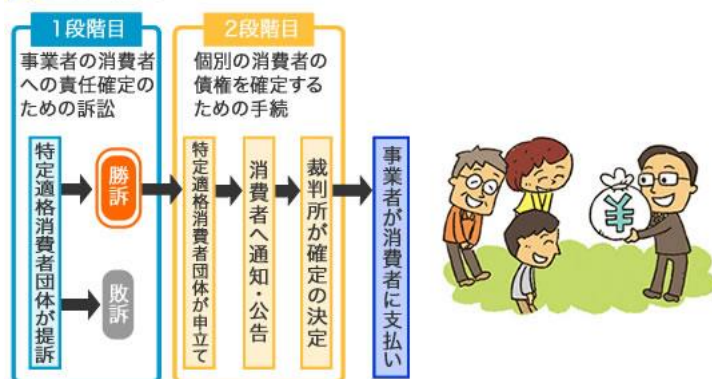
2016年10月より「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下新訴訟制度といいます)」が施行されます。

新訴訟制度4つのポイント

- ①消費者の財産的被害を集団的に回復する二段階型の訴訟制度
- ②金銭支払い義務であって消費者契約が対象、拡大損害や慰謝料などは対象外
- ③訴訟を起こすのは特定適格消費者団体
- ④施行は2016年10月

※イラスト、図は政府広報オンラインより

■ 手続の概要



新訴訟制度が施行されれば、特定適格消費者団体(KC'sなどが認定申請予定)が寄せられた情報などをもとに、消費者に損害を与えている事業者に対して訴えを提起することが可能になります。消費者側のメリットとして、一段階目の訴訟の結果を踏まえて、二段階目の手続への加入の有無を決めることができます。これにより、費用や手間などをかけても被害回復の可否が見通せないため、結局は行動を起こさずに「泣き寝入り」してしまうという現行制度の課題が改善されます。また、被害者個人がそれぞれ裁判を起こして損害賠償請求

などをする場合と比べて手間やコストの負担が大幅に軽減することも期待されます。

クレちほ 第29回シンポジウム in和歌山 ～地方消費者行政の充実 ええわいしょ!～のご案内

「クレちほ」は、クレジットを中心とする消費者被害の実態・救済・防止の最先端の情報を全国から収集して共有する活動を続けるとともに、消費者にもっとも身近な存在である地方消費者行政の充実を目指して、そのために活動する地元の様々の組織のネットワークの形成を呼びかけ、推進しています。

第29回目のシンポジウムとなる和歌山シンポでも、①消費者被害の救済・防止～割販法・特商法改正について～、②行政による多重債務対策と生活再建支援制度、③地域連携による地方消費者行政の充実等のテーマについて報告・議論をします。消費者問題に携わる学者、弁護士、司法書士、消費生活相談員のみならずにとっても役立つ情報がいっぱいです。ぜひ、ご参加ください。

日時 2016(平成28)年7月2日(土) 11:00～17:00

場所 和歌山弁護士会4階講堂(和歌山市四番丁5番地)

概要 【特別講義】 11:00～12:00

講師 白石裕美子弁護士(第一東京弁護士会)

「クレジット決済等を利用した消費者被害の救済と課題」

【シンポジウム】 13:00～17:00

- 1(学習&運動編)消費者被害の救済・防止～割販法・特商法改正～
- 2(学習編)多重債務・生活再編問題
- 3(運動編)地方消費者行政 次のステップは地域連携!

参加費・資料代: 弁護士、司法書士、学者 1,500円、その他 500円

懇親会(希望者のみ): 5,000円程度の予定

参加を希望される方は、ゆら・山崎弁護士事務所の丸山弁護士(担当:鬼頭)迄、ご連絡下さい。
(073-433-5551)

主催 チホクレジット被害対策・地方消費者行政充実会議(クレちほ)

共催 和歌山弁護士会

行政の生活債権対策の充実を求める全国会議、セーフティネット貸付実現全国会議
後援(申請中) 和歌山県、和歌山市、橋本市、田辺市、紀の川市、海南市、岩出市

※信販・貸金業界関係者(販売業者含む)の方は参加をご遠慮願います。

消費者ネットワークわかやまに加入をお願いします。

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない誰もが安心してくらすことができる和歌山県の地域社会づくりに向けて活動しています。具体的には、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んできました。会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報(四季だより)、消費者ニュース(消費者被害にあわないための啓発チラシ)をお届けしています。

私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨にご賛同いただき、2016年度新規会員の手続きを是非宜しくお願い致します。

きりとりせん

消費者ネットワークわかやま加入申込書(新規・継続)

団体名または個人名 _____ 申込日 2016年 ____月 ____日

ご担当者名様(団体の場合ご記入下さい) _____

TEL: _____ メール _____

年会費 _____ 円(個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。)

金融機関・支店名 郵ちよ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座

口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 由良 登信

※ 銀行から上記の口座に振込みする際は下記となります。

店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 01950